

府道茨木亀岡線改築工事（大阪府茨木市安威二丁目地内から同市安威二丁目地内まで）に関する事業認定理由

平成22年2月9日付けで大阪府から申請のあった府道茨木亀岡線改築工事（大阪府茨木市安威二丁目地内から同市安威二丁目地内まで）に関する事業認定理由について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府茨木市耳原二丁目地内から同市桑原地内までの延長2,211mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「府道茨木亀岡線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

府道茨木亀岡線（以下「本路線」という。）は道路法第7条の規定により大阪府知事が府道に認定した路線であり、同法第15条の規定により大阪府が道路管理者となることなどから、起業者である大阪府は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、大阪府茨木市字五日市一丁目地内の一般国道171号との交差点を起点とし、同市清阪を經由して、京都府亀岡市を終点とする延長25.6kmの路線で、大阪府と京都府を結ぶ主要幹線道路である。

しかしながら、本件区間は自動車交通量が多いにもかかわらず、車道幅員が5.5mから8.5mの2車線の道路であることから交通容量が不足しており、主要幹線道路として著しく機能が低下しており、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

平成17年度道路交通センサスによると、本件区間の交通量は、21,437台／日であり、混雑度が1.68、大型車混入率が23.3%となっている。

また、本件区間の一部区間については、近隣に福祉施設があるにもかかわらず、歩道と車道との区別のない混合交通であり、安全な通行が確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間は2車線から4車線に拡幅されるなど十分な交通容量が確保され、交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することとなる。

また、自転車歩行者道の整備により歩行者の安全な通行が確保され、本路線の主要幹線道路としての機能の向上が図られることとなる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が平成20年4月に任意で行った現地調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）

により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、起業者は順次発掘調査を行っており、今後も、大阪府教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づき、主に現道拡幅方式により4車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和61年3月19日に決定され、平成4年5月8日及び平成18年2月21日に変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本路線は主要幹線道路であるにもかかわらず、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。